

佐賀県告示第 323 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和 3 年 8 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称		開設者名称	主たる事務所の所在地	事業所所在地	変更年月日
ツクイ佐賀北		株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	旧 佐賀市兵庫町大字藤木 1045 番地 3	平成 25 年 9 月 1 日
				新 佐賀市兵庫北二丁目 27 番 18 号	
旧	デイサービス・宅老所季楽里	株式会社ティアーアート	杵島郡白石町大字福田 1619 番地 8	杵島郡白石町大字福田 1619 番地 8	令和元年 7 月 1 日
新	デイサービス季楽里				